

個人情報保護法・
行政機関個人情報保護法等
の改正事項



①個人情報保護法の改正事項

1

目次

1. 個人情報保護法の改正
2. 個人情報保護法の施行に向けた動き
 - (1) 個人情報保護委員会
 - (2) 改正と政令等のポイント

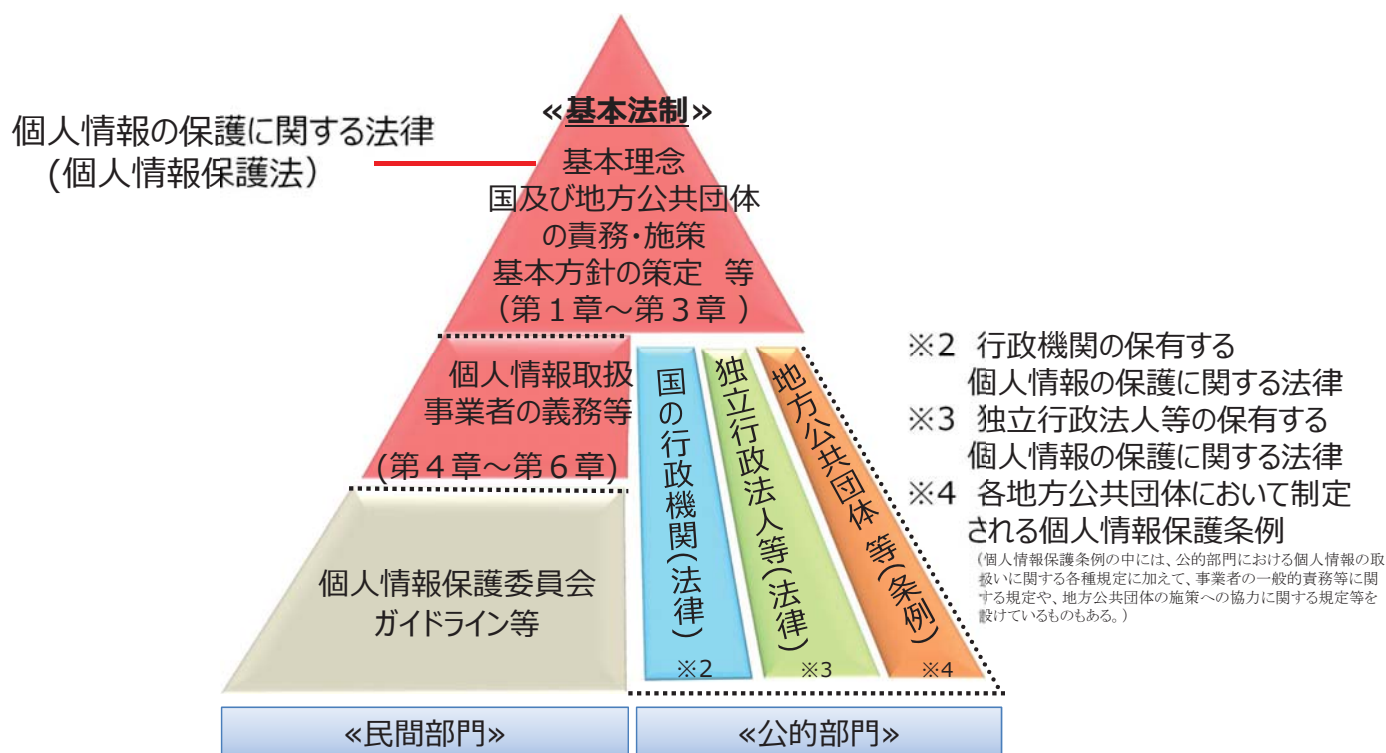
2

1. 個人情報保護法の改正



3

個人情報保護制度の体系



4

個人情報保護法の改正：背景と課題

2003年「個人情報の保護に関する法律」成立（2005年全面施行）

環境の変化

情報通信技術の発展により、制定当時には想定されなかったパーソナルデータの利活用が可能に

1. グレーゾーンの拡大

個人情報に該当するかどうかの判断が困難ないわゆる「グレーゾーン」が拡大

2. ビッグデータへの対応

パーソナルデータを含むビッグデータの適正な利活用ができる環境の整備が必要

3. グローバル化

事業活動がグローバル化し、国境を越えて多くのデータが流通

5

個人情報保護法の改正の概要①

1. 個人情報保護委員会の新設及びその権限

個人情報保護委員会

(H28.1.1施行時点)
第50条～第65条
(全面施行時点)
第40条～第44条、
第59条～第74条

内閣府の外局として個人情報保護委員会を新設（番号法の特定個人情報保護委員会を改組）し、現行の主務大臣の有する権限を集約するとともに、立入検査の権限等を追加。（なお、報告徴収及び立入検査の権限は事業所管大臣等に委任可。）

2. 個人情報の定義の明確化

個人情報の定義の明確化

第2条第1項、第2項

特定の個人の身体的特徴を変換したもの（例：顔認識データ）等は特定の個人を識別する情報であるため、これを個人情報として明確化する。

要配慮個人情報

第2条第3項

本人に対する不当な差別又は偏見が生じないように人種、信条、病歴等が含まれる個人情報については、本人同意を得て取得することを原則義務化し、本人同意を得ない第三者提供の特例（オプトアウト）を禁止。

3. 適切な規律の下で個人情報等の有用性を確保

匿名加工情報

第2条第9項、第10項、
第36条～第39条

特定の個人を識別することができないように個人情報を加工したものを匿名加工情報と定義し、その加工方法を定めるとともに、事業者による公表などその取扱いについての規律を設ける。

個人情報保護指針

第53条

個人情報保護指針を作成する際には、消費者の意見等を聴くとともに個人情報保護委員会に届出。個人情報保護委員会は、その内容を公表。

6

個人情報保護法の改正の概要②

4. 個人情報の取扱いのグローバル化

国境を越えた適用と外国執行当局への情報提供

第75条、第78条

日本国内の個人情報を取得した外国の個人情報取扱事業者についても個人情報保護法を原則適用。また、執行に際して外国執行当局への情報提供を可能とする。

外国事業者への第三者提供

第24条

個人情報保護委員会の規則に則った方法、または個人情報保護委員会が認めた国、または本人同意により外国への第三者提供が可能。

5. 個人情報の保護を強化（名簿屋対策）

トレーサビリティの確保

第25条、第26条

受領者は提供者の氏名やデータ取得経緯等を確認し、一定期間その内容を保存。また、提供者も、受領者の氏名等を一定期間保存。

データベース提供罪

第83条

個人情報データベース等を取り扱う事務に従事する者又は従事していた者が、不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用する行為を処罰。

6. その他改正事項

オプトアウト規定の厳格化

第23条第2項～第4項

オプトアウト規定による第三者提供をしようとする場合、データの項目等を個人情報保護委員会へ届出。個人情報保護委員会は、その内容を公表。

利用目的の制限の緩和

第15条第2項

個人情報を取得した時の利用目的から新たな利用目的へ変更することを制限する規定の緩和。

小規模取扱事業者への対応

第2条第5項

取り扱う個人情報が5,000人以下であっても個人の権利利益の侵害はありえるため、5,000人以下の取扱事業者へも本法を適用。

7

2. 個人情報保護法の施行に向けた動き

(1) 個人情報保護委員会

(2) 改正と政令等のポイント



8

個人情報保護委員会とは

沿革

- 平成26年1月1日 特定個人情報保護委員会 設置
(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第36条)
- 平成28年1月1日 個人情報保護委員会 設置
(特定個人情報保護委員会から改組)
(個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律第1条及び第4条)

所掌事務

(平成28年8月時点)

- (1) マイナンバー制度に関する事務 (監視・監督、特定個人情報保護評価)
- (2) 個人情報保護法に関する事務 (個人情報保護法を所管)
※改正個人情報保護法の全面施行後は、同法に基づく監視・監督業務が追加。
- (3) 上記(1)、(2)に共通する事務 (広報・啓発、国際協力等)

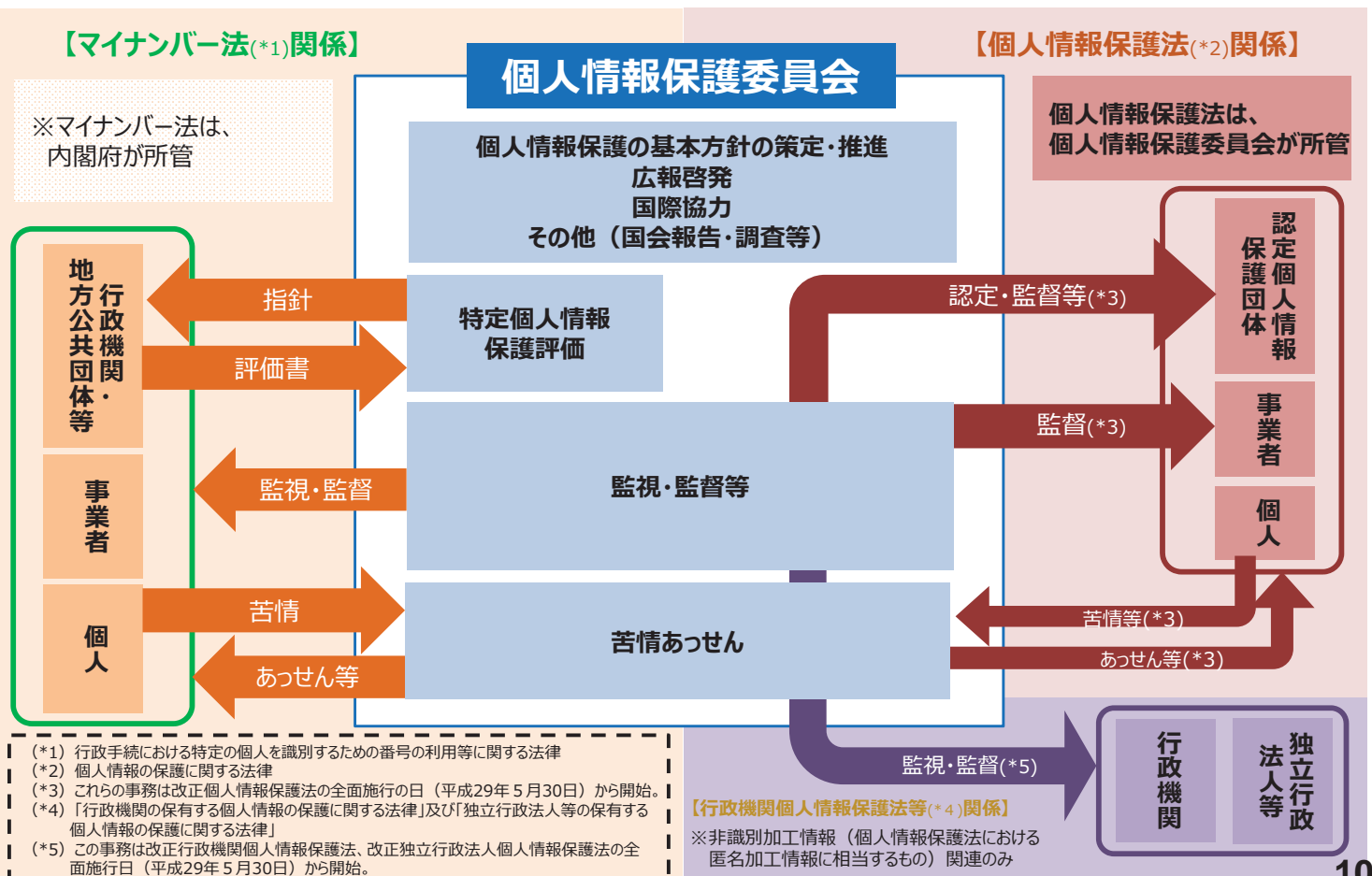
組織

- 委員長1名・委員8名 (合計9名) の合議制 (行政委員会)
- 委員長・委員は独立して職権を行使 (任期5年)
- 委員会事務局の職員数: 117名 (平成29年6月1日現在)



9

個人情報保護委員会の所掌事務



10

2.個人情報保護法の施行に向けた動き

(1) 個人情報保護委員会

(2) 改正と政令等のポイント



11

個人情報保護法の改正と政令等のポイント①

1. 個人識別符号

- ▶ 個人情報の定義として、以下の情報が対象となることを明確化
 - ・身体的特徴を電子計算機の用に供するために変換した符号（顔認識データ、指紋認識データ）
 - ・対象者ごとに異なるものとなるように役務の利用、商品の購入又は書類に付される符号（旅券番号、運転免許証番号、マイナンバー）

○政令・委員会規則で以下の番号・符号を個人識別符号と規定。

- ① DNA、顔、虹彩、声紋、歩行の態様、手指の静脈、指紋・掌紋を電子計算機のために変換した符号であって、特定の個人を識別するに足りるものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合するもの
- ② 公的な番号（旅券番号、基礎年金番号、免許証番号、住民票コード、マイナンバー、各種保険証の被保険者番号等）



旅券番号



運転免許証番号



マイナンバー



顔認識データ



指紋認識データ

12

個人情報保護法の改正と政令等のポイント②

2. 要配慮個人情報の規定の新設

- 次のいずれかに該当する情報を「要配慮個人情報」とし、取得について、原則として本人の同意を得ることを義務化。
 - ・人種、信条、社会的身分、病歴、前科・前歴、犯罪被害情報
 - ・その他本人に対する不当な差別、偏見が生じないように特に配慮を要するものとして政令で定めるもの

○政令で以下の記述等を含む個人情報を要配慮個人情報と規定。

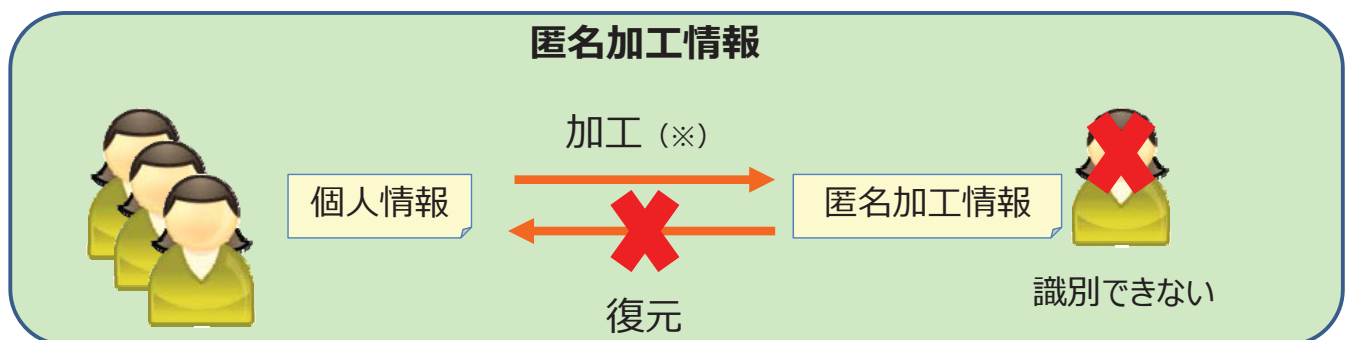
- ・身体障害・知的障害・精神障害等があること
- ・健康診断その他の検査の結果（遺伝子検査の結果を含む）
- ・保健指導、診療・調剤情報
- ・本人を被疑者又は被告人として、逮捕、捜索等の刑事事件に関する手続が行われたこと
- ・本人を非行少年又はその疑いのある者として、保護処分等の少年の保護事件に関する手続が行われたこと

13

個人情報保護法の改正と政令等のポイント③

3. 匿名加工情報の規定の新設

- 匿名加工情報（特定の個人を識別することができないように個人情報を加工した情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたもの）の類型を新設し、個人情報の取扱いよりも緩やかな規律の下、自由な流通・利活用を促進



※匿名加工情報の作成に関する基準（個人情報保護委員会規則に明記）

- ① 特定の個人を識別することができる記述等（例：氏名）の全部又は一部を削除（置換を含む。以下同じ。）すること
- ② 個人識別符号（例：マイナンバー、運転免許証番号）の全部を削除すること
- ③ 個人情報と他の情報とを連結する符号（例：委託先に渡すために分割したデータとひも付けるID）を削除すること
- ④ 特異な記述等（例：年齢116歳）を削除すること
- ⑤ 上記のほか、個人情報とデータベース内の他の個人情報との差異等の性質を勘案し、適切な措置を講ずること

14

個人情報保護法の改正のポイント④

4. 小規模事業者への配慮

- 取り扱う個人情報の数が5000人分以下である事業者を規制の対象外とする規定を廃止
- 改正法の附則において、個人情報保護委員会はガイドラインの策定に当たって小規模事業者に配慮する旨を規定

○ガイドラインにおいて、安全管理措置について、一般的な義務・手法例とともに、小規模の事業者の特例的な対応（手法の例示を含む。）を記載。

○なお、ガイドラインにおける「安全管理措置」の内容（特例含む。）は、原則、番号法ガイドラインに準じるものとするが、番号法固有の観点から講じることとされている措置に関する記載等は、適切に見直し。

- （例）・組織的安全管理措置の「取扱状況等の記録」に関する記載
・物理的安全管理措置の「区域の管理」に関する記載 等



15

個人情報の保護に関する基本方針の見直し

1. 基本方針とは

- 個人情報保護法第7条第1項の規定に基づき政府が策定する、個人情報の保護に関する施策の総合的かつ一体的な推進を図るための方針（平成16年4月2日閣議決定）。
- 個人情報の保護に関する施策の推進に関する基本的な方向を示すとともに、国、地方公共団体、独立行政法人等及び個人情報取扱事業者等が講ずべき措置に関する基本的な事項等を定める。

2. 基本方針の見直し

- 改正法の全面施行に伴い、個人情報及び情報セキュリティをめぐる状況の変化や国際的な政策の方向性、監督権限の一元化等を踏まえ、全面的な見直しを実施（平成28年10月28日閣議決定）。

3 地方公共団体が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項

(1) 地方公共団体の保有する個人情報の保護の推進

地方公共団体の保有する個人情報の保護については、法第11条第1項の趣旨を踏まえ、個人情報の保護に関する条例の制定又は見直しに取り組む必要がある。

条例の制定又は見直しに当たっては、法及び行政機関個人情報保護法等の内容を踏まえるとともに、特に、行政機関個人情報保護法を参考としつつ、個人情報の定義の明確化、要配慮個人情報の取扱い、非識別加工情報を提供するための仕組みの整備等の事項について留意することが求められる。

国は、地方公共団体における条例の制定又は見直しに向けた検討が行われる場合に、その円滑な検討に資するよう、必要な情報の提供を行うなど、地方公共団体に対して協力を行うものとする。

(2) 広報・啓発等住民・事業者等への支援

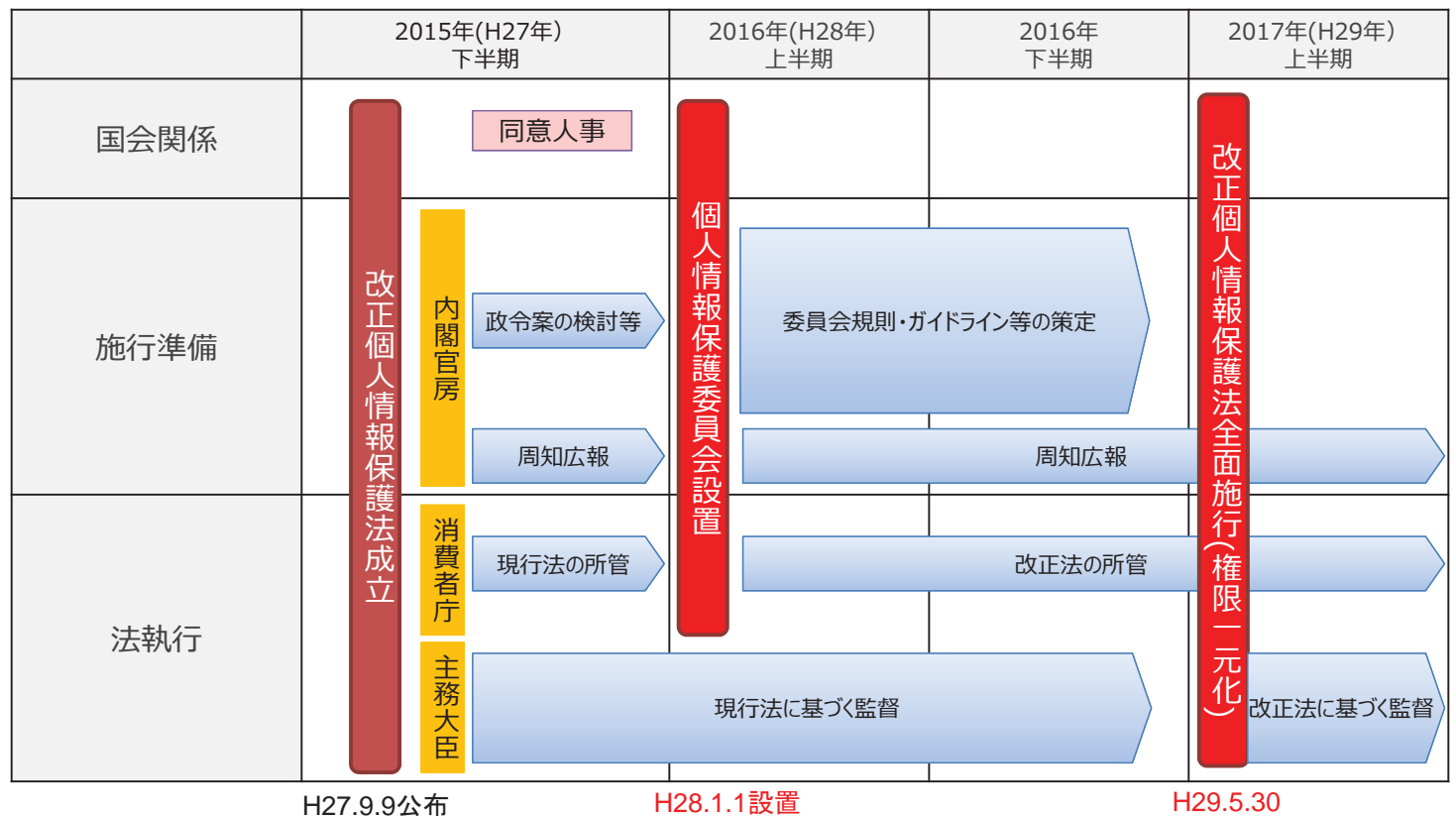
① 広報・啓発等住民・事業者等への支援の在り方

個人情報保護の推進において、住民・事業者に身近な行政を担う地方公共団体の役割は重要であり、法では、区域内の実情に応じて、住民・事業者への支援や苦情の処理のあっせん等に対して必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとされている。（略）

また、個人情報の取扱いに係る事業者と本人の間のルールについて、地方公共団体の取組は、区域の特性に応じた措置として重要であるが、その運用は、法及び個人情報保護委員会のガイドライン等との整合性に配慮する必要がある。また、地方公共団体はその実情に応じて講じようとする措置については、事業者等の活動が、全国等の広域にわたることがあり得ることを考慮し、他の地方公共団体との連携に留意するとともに、特に、事業者等に新たな義務を課すこととなる場合には、当該地方公共団体の区域の特性と条例・規則の内容等を十分説明し、理解を求めていくことが重要である。

16

改正個人情報保護法の施行スケジュール



17

(参考) 参照条文

○個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）

第3節 地方公共団体の施策

（地方公共団体等が保有する個人情報の保護）

第11条 地方公共団体は、その保有する個人情報の性質、当該個人情報を保有する目的等を勘案し、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずることに努めなければならない。

2 地方公共団体は、その設立に係る地方独立行政法人について、その性格及び業務内容に応じ、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずることに努めなければならない。

（区域内の事業者等への支援）

第12条 地方公共団体は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、その区域内の事業者及び住民に対する支援に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（苦情の処理のあっせん等）

第13条 地方公共団体は、個人情報の取扱いに関し事業者と本人との間に生じた苦情が適切かつ迅速に処理されるようにするため、苦情の処理のあっせんその他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

18

②行政機関個人情報保護法等の改正事項

19

行政機関個人情報保護法等改正法（平成28年法律第51号）の概要

改正の背景

- ◇ 近年の情報通信技術の進展により、いわゆるビッグデータの収集・分析が可能となる中、特に利用価値が高いとされているパーソナルデータ（個人の行動・状態等に関する情報）の利活用を適正に進めていくことは、官民を通じた重要な課題。
- ◇ 昨年の通常国会において、個人情報の保護を図りつつ、パーソナルデータの適正かつ効果的な利活用を積極的に推進していくため、民間部門の個人情報について、個人情報保護法の改正が行われた。

国の行政機関及び独立行政法人等についても、適切な規律の下にパーソナルデータの利活用を資する法改正を行う。

（※）地方公共団体における対応は、本改正の後。

基本的な考え方

- ① 民間部門についての個人情報保護法の改正では、パーソナルデータの利活用を推進するため、適切な規律の下での「匿名加工情報」（※）の仕組みを設けたところ、国の行政機関等についても、匿名加工情報（「非識別加工情報」）の仕組みを設けることとしつつ、国の行政機関等に係る法制度として必要な措置を講じる。（※）特定の個人を識別することができないように個人情報を加工し、その個人情報を復元できないようにしたもの
- ② 匿名加工情報の利活用が、新たな産業の創出、活力ある経済社会や豊かな国民生活の実現に資するものであることを踏まえつつ、国民の信頼を確保するための規律を整備することとし、利活用の促進と個人の権利利益の保護の調和のとれた制度を構築する。
- ③ その他、個人情報保護法の改正事項である個人情報の定義の明確化や個人情報保護の強化を盛り込む。

20

改正の内容

1 国の行政機関等における匿名加工情報制度の導入

- 特定の個人が分からないように加工された匿名加工情報の定義を規定(非識別加工情報)
- 民間事業者の提案を受けて、行政機関等において適切に審査。提案者との間で利用契約を締結し、匿名加工情報を作成・提供
- 匿名加工情報の対象となる個人情報の範囲を定める(個人情報の存在を明らかにする個人情報ファイル簿が公表されているもの等)
- 過去に義務違反があるなど不適格な者は、提案者から排除
- 匿名加工情報の適正な取扱いを確保するための規律(情報項目の公表等)を整備

2 個人情報保護委員会への一元化

- 匿名加工情報の取扱いについて、官民を通じて個人情報保護委員会が一元的に所管

3 その他

※ 次頁参照

- 個人情報保護法の改正を踏まえ、以下の措置を講じる。
 - ・ 個人情報の定義の明確化(個人識別符号(指紋・顔認識データ、旅券番号等))
 - ・ 要配慮個人情報(人種、信条、病歴等)について定義、要配慮個人情報が含まれる旨の個人情報ファイル簿への記載

改正対象法律

行政機関個人情報保護法及び独立行政法人等個人情報保護法等

施行期日

平成29年5月30日(改正個人情報保護法の全面施行日と同日)

21

匿名加工情報の作成・提供の仕組み

民間事業者

- 不適格な者は除外
 - ・ 過去に禁固以上の刑に処せられ二年を経過しない者
 - ・ 過去に義務違反があり利用契約を解除され二年を経過しない者 等
 - 提供を受けた場合 (※)
 - ・ 識別行為の禁止
 - ・ 安全管理措置
 - ・ 契約内容の遵守
 - 実費を勘案した手数料の納付
- (※) 提案者以外も提供を受けることが可能

提案

提案につき審査

利用契約の締結

提供

行政機関等

- 提案しようとする者への情報提供
- 対象となる個人情報
 - ・ 個人情報ファイル簿が公表されていること(外交上の秘密や犯罪捜査等に係る個人情報は除外)
 - ・ 情報公開請求があれば部分開示されること(全部不開示となる個人情報(事務事業遂行への支障のおそれなど)は除外)
 - ・ 行政運営に支障を生じないこと
- 提案についての審査(利用目的、安全管理体制等)
- 匿名加工情報の作成、公表
 - ・ 基準に基づく適正加工
 - ・ 個人情報ファイル簿への記載
- 苦情処理

官民を通じて一元的に所管

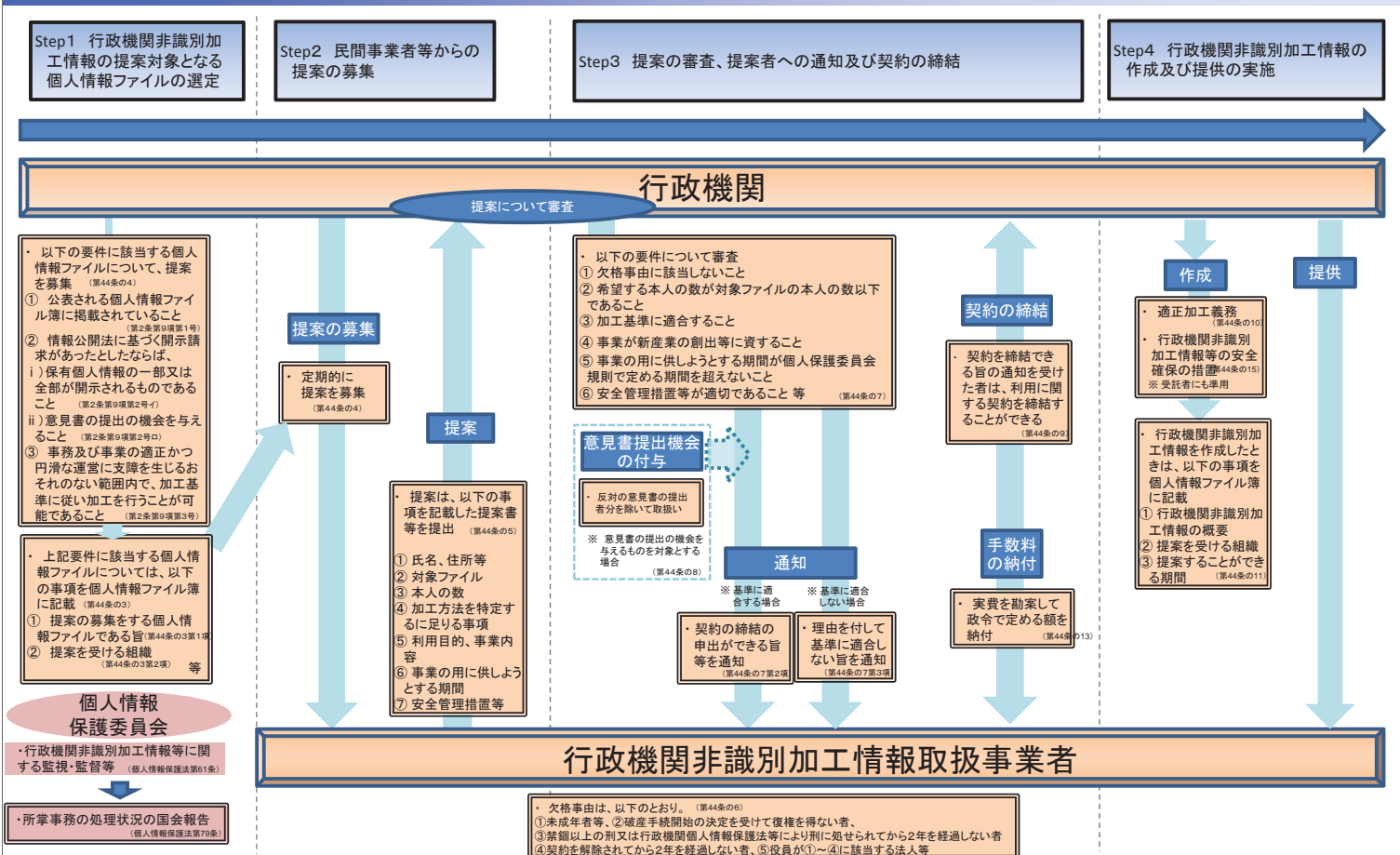
個人情報保護委員会

22

匿名加工情報の適正な取扱いを確保するための規律

行政機関等	民間事業者
<p>(提案募集)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○対象となる個人情報の範囲を適切に設定 ○提案者の利用目的や安全管理体制を審査 	<p>(提案募集)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○提案者から不適格な者を排除 ○提案に当たって利用目的や安全管理体制を明示
<p>(作成・提供)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○個人情報保護委員会規則に基づき適正に匿名加工、情報漏えい防止の安全確保措置 ○匿名加工情報に係る情報の公表 	<p>(作成・提供)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○提供を受けた匿名加工情報について安全管理や適正取扱いの措置、公表
<p>(職員に対する規律)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○匿名加工情報等の不当な目的での利用禁止 ○個人の秘密に属する事項の不正提供等に係る罰則 	<p>(提供を受けた際の規律)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○提供を受けた匿名加工情報について識別行為の禁止 ○利用契約の遵守(義務違反の場合は契約解除。提案の不適格者に)
<p>(委員会による関与)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○個人情報保護委員会による関与(報告・資料・説明要求、実地調査、指導助言、勧告) 	<p>(委員会による関与)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○個人情報保護委員会による関与(報告・資料要求、立入検査、指導助言、勧告・命令)

行政機関非識別加工情報の作成、提供の流れ



行政機関個人情報保護法関係 2 政令の概要

行政機関個人情報保護法等改正法（平成28年5月に成立）の施行に伴い、行政機関個人情報保護法施行令その他関係政令の改正を行うとともに、必要な経過措置等を設ける。

行政機関個人情報保護法等改正法の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令

○「個人識別符号」の定義（改正個人情報保護法施行令と同内容）

改正法において、個人情報の定義の明確化を図るため、その情報単体でも個人に該当することとした「個人識別符号」の具体的な内容を政令で規定。

- ① DNA、顔、虹彩、声紋、歩行の態様、手指の静脈、指紋・掌紋を電子計算機の用に供するために変換した符号
- ② 旅券番号、基礎年金番号、運転免許証の番号、住民票コード、マイナンバー、各種保険証の番号 等

○「要配慮個人情報」の定義（改正個人情報保護法施行令と同内容）

改正法において、人種、信条、病歴、犯罪の経歴等に該当する情報を「要配慮個人情報」と定義。その他の「要配慮個人情報」に該当する情報を政令で規定。

- ①「病歴」に準ずるもの
心身の機能の障害、健康診断の結果、診療・調剤情報 等
- ②「犯罪の経歴」に準ずるもの
刑事事件手続・少年保護事件手続を受けた事実

○行政機関非識別加工情報の利用に係る手数料

- ・21,000円（受付、審査、通知に要する事務費用）
- + 行政機関非識別加工情報の作成に要する時間1時間までごとに3,950円
- +（作成を外部委託する場合は、）受託者に対して支払う額

行政機関個人情報保護法等改正法の施行期日を定める政令

○平成29年5月30日（改正個人情報保護法の全面施行日と同日）

25

行政機関等非識別加工情報に関する委員会規則及びガイドラインについて

1. 個人情報保護委員会規則

○行政機関等個人情報保護法に基づき、行政機関等非識別加工情報に関する個人情報保護委員会規則として下記について規定することとする。

行政機関等個人情報保護法	主な事項	主な内容
1 非識別加工情報の定義 (法第2条第8項)	➤ 非識別加工情報と照合する他の情報から除かれる情報	・非識別加工情報の作成に用いる個人情報を除かれる情報とする
2 ① 提案の募集 (法第44条の4)	➤ 行政機関等による募集の方法	・募集の期間や募集の具体的方法等
② 提案の方法 (法第44条の5第2項及び第3項)	➤ 提案の提出方法	・提案書面への記載事項や添付書類等
③ 提案の審査基準 (法第44条の7第1項)	➤ 行政機関等非識別加工情報に含まれる本人の数の下限(第2号) ➤ 加工の方法(基準)等(第3号) ➤ 行政機関等非識別加工情報の利用期間(第5号)	・行政機関等非識別加工情報がその用に供される事業内容や欠格事由など法律で明確化されている事項以外に必要な具体的な審査基準等
④ 審査結果の通知、 契約の締結等 (法第44条7第2項及び第3項、 法第44条の9)	➤ 提案の審査結果の通知や契約の締結等に関する手続	・手続に必要な様式等
3 行政機関等非識別加工情報の作成 (法第44条の10)	➤ 行政機関等非識別加工情報を作成するための加工基準	・特定の個人を識別することができず、かつ、保有個人情報を復元することができないようにするための加工基準
4 安全確保の措置 (法第44条の15)	➤ 行政機関等非識別加工情報等の適切な管理に必要な措置	・削除情報や加工に関する情報等の漏えい防止等の措置の基準

2. 行政機関等非識別加工情報に関するガイドライン

○個人情報保護委員会規則のうち非識別加工情報に関する加工基準及び安全確保の措置等に関する考え方を示すこととする。

○行政機関等非識別加工情報の加工基準及び安全確保の措置等については、**個人情報保護委員会ガイドライン(匿名加工情報編)**に準拠することとする。

26